

平成 21 年第 2 回市議会臨時会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 30 号	受理年月日	平 20. 9. 5
件 名	社会保障政策と雇用政策の充実を図り、安心できる暮らしを保障することを求める 意見書提出について		
結 果	平成 21. 5. 14 第 2 回臨時会で採択		
付託委員会	経済企業委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、不安定就労者や低賃金労働者の就労条件等の改善のために、雇用政策の充実に取り組むよう、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、不安定就労者や低賃金労働者の就労条件等の改善に関する国の主な対応状況としては、「労働契約に係ること」、「短時間労働者に係ること」、「労働者派遣に係ること」、「最低賃金に係ること」などがある。労働契約については、労働条件を決める際の基本的なルールを明確にし、労働者と使用者の間の労働契約や解雇をめぐる労働紛争を防止することを目的として、平成20年3月1日に新たに労働契約法が施行されている。短時間労働者、いわゆるパートタイム労働者については、短時間労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常労働者への転換の推進等を図るために、20年4月1日に改正パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が施行されている。労働者派遣については、日雇派遣の原則禁止等を規定した労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）の一部改正法案が20年11月4日付けで国会に提出されている。最低賃金については、地域別最低賃金を賃金の最低額を保障するセーフティネットとして位置づけることなどを目的として、20年7月1日に改正最低賃金法が施行されている。</p> <p>なお、本市では公共施設において、労働契約、短時間労働者、労働者派遣、最低賃金にかかる関係法について、国等が作成したポスターやチラシによる周知・啓発を行っているほか、広報紙「中小企業のひろば」等による法令・制度の周知・啓発、「雇用相談室」での相談、「鹿児島市パートタイム労働者意識調査」の定期的な実施などを行っているところであるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。</p> <p>なお、本件を採択すべきものとするに伴い、国会及び関係行政庁に対し、別途意見書を提出し、善処方を要請することに決定。</p>			